

鳴門市保険料納付コールセンター業務の公募型プロポーザル方式に係る質問内容とその回答

鳴門市 健康福祉部 保険課

令和2年8月24日更新

No	項 目	質問内容	回 答
1	仕様書5④ 業務内容	市の提供する電話催告対象者リストの授受は、オンラインサービスDECOの活用が必須か。	オンラインサービスDECOの活用は必須ではありません。仕様書7(3)のとおり、十分な情報セキュリティの確保と事故が発生しないよう万全な措置を講じた方法をご提案願います。
2	仕様書6(3) 業務量の見込み	市が提供する電話催告対象者リストは、電話番号不明者（電話番号調査前）を含むリストという認識でよいか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書6(3) 業務量の見込み	市が提供する電話催告対象者リストの想定件数について、250件/月を大幅（20件以上）に超える可能性はないか。	<p>電話催告対象者リストの提供件数は概ね250件/月であり、250件を上回る月もあれば、下回る月もあると想定しています。</p> <p>上記のとおり電話催告対象者リストには電話番号不明者を含んでおり、直接架電件数につながるものではないことから、現時点では20件以上増加する可能性はあると考えます。</p> <p>ただし、電話番号調査等により電話番号が判明し、電話催告対象者リストと架電件数が同数程度となるようであれば、250件/月を大幅（20件以上）に超えないように電話催告対象者リストを提供することとします。</p>